



第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>7-26 電気装置</p> <p>7-26-1 性能要件</p> <p>7-26-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) 自動車の電気装置は、火花による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがなく、かつ、その発する電波が無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるおそれのないものとして取付位置、取付方法、性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第17条の2第1項関係、細目告示第21条第1項関係、細目告示第99条第1項関係)</p> <p>① 車室内等の電気配線は、被覆され、かつ、車体に定着されていること。</p> <p>② 車室内等の電気端子、電気開閉器その他火花を生ずるおそれのある電気装置は、乗車人員及び積載物品によって損傷、短絡等を生じないように、かつ電気火花等によって乗車人員及び積載物品に危害を与えないように適当におおわれていること。</p> <p>この場合において、計器板裏面又は座席下部の密閉された箇所等に設置されている電気端子及び電気開閉器は、適当におおわれているものとする。</p> <p>③ 蓄電池は、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないようにしていること。この場合において、車室内等の蓄電池は、木箱その他適当な絶縁物等によりおおわれている(蓄電池端子の部分(蓄電池箱の上側)が適当な絶縁物で完全におおわれていることをいい、蓄電池箱の横側あるいは下側は、絶縁物でおおわれていないものであってもよい。)ものとする。</p> <p>④ 電気装置の発する電波が、無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるおそれのないものであること。この場合において、自動車雑音防止用の高圧抵抗電線、外付抵抗器等を備え付けていない等電波障害防止のための措置をしていないものは、この基準に適合しないものとする。</p> <p>(2) 電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の要件に適合するものであること。</p> <p>ただし、(4)の自動車にあつてはこの限りでない。(保安基準第17条の2第5項関係、細目告示第99条第7項第1号関係)</p> <p>① 作動電圧が直流60Vを超え1,500V以下又は交流30V(実効値)を超え1,000V(実効値)以下の部分を有する動力系の活電部への人体の接触に対する保護のため活電部に取付けられた固体の絶縁体、バリヤ、エンクロージャその他保護部は、次のア及びイの要件を満たすものであること。</p>	<p>8-26 電気装置</p> <p>8-26-1 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 自動車の電気装置は、火花による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがなく、かつ、その発する電波が無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるおそれのないものとして取付位置、取付方法、性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第17条の2第1項関係、細目告示第177条第1項関係)</p> <p>① 車室内等の電気配線は、被覆され、かつ、車体に定着されていること。</p> <p>(2) 自動車(大型特殊自動車を除く。)の電気装置は、電波による影響により当該装置を備える自動車の制御に重大な障害を生ずるおそれのないものであること。</p> <p>この場合において、電気装置の機能を損なう損傷のないものはこの基準に適合するものとする。(保安基準第17条の2第2項関係、細目告示第177条第2項関係)</p> <p>(3) 電力により作動する原動機を有する自動車(大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第17条の2第5項関係、細目告示第177条第5項関係)</p> <p>① 作動電圧が直流60V又は交流30V(実効値)を超える部分を有する動力系(作動電圧が直流60V又は交流30V(実効値)以下の部分であつて作動電圧が直流60V又は交流30V(実効値)を超える部分から十分に絶縁され、かつ、正負いずれか片側の極が電氣的シャシに直流電氣的に接続されているものを除く。)の活電部</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>ただし、作動電圧が直流 60V 又は交流 30V (実効値) 以下の部分であって作動電圧が直流 60V 又は交流 30V (実効値) を超える部分から十分に絶縁され、かつ、電極の正負いずれか片側の極が電氣的シャシに直流電氣的に接続されている部分にあつては、この限りでない。(細目告示第 99 条第 7 項第 1 号イ)</p> <p>ア 客室内及び荷室内からの活電部に対する保護は、いかなる場合においても保護等級 IPXXD を満たすものであること。</p> <p>この場合において、作動電圧が直流 60V 又は交流 30V (実効値) を超える部分を有する動力系からトランス等により直流電氣的に絶縁された電気回路に設置されるコンセントの活電部並びに工具を使用しないで開放、分解又は除去できるサービスマット・プラグにあつては、開放、分解又は除去した状態において、保護等級 IPXXB を満たすものであればよい。</p> <p>イ 客室内及び荷室内以外からの活電部に対する保護は、保護等級 IPXXB を満たすものであること。</p> <p>② ①の固体の絶縁体、バリヤ及びエンクロージャその他保護部は、確実に取付けられ、堅ろうなものであり、かつ、工具を使用しないで開放、分解又は除去できるものであつてはならない。</p> <p>ただし、次に掲げるコネクタにあつてはこの限りでない。(細目告示第 99 条第 7 項第 1 号イ)</p> <p>ア 容易に結合を分離できないロック機構付きコネクタであつて、自動車の上面(車両総重量 5t を超える専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人以上のもの及びこれに類する形状の自動車に限る。)及び下面のうち日常的な自動車の使用過程では触れることができない場所に備えられているもの</p> <p>イ 動力系の電気回路のコネクタであつて、コネクタの結合を分離した後 1 秒以内に活電部の電圧が直流 60V 又は交流 30V (実効値) 以下となるものであり、かつ、①ア及びイの要件を満たすもの</p> <p>③ 作動電圧が直流 60V 又は交流 30V (実効値) を超える部分を有する動力系(作動電圧が直流 60V 又は交流 30V (実効値) 以下の部分であつて、作動電圧が直流 60V 又は交流 30V (実効値) を超える部分から十分に絶縁され、かつ、正負いずれか片側の極が電氣的シャシに直流電氣的に接続されているものを除く。)の活電部を保護するバリヤ及びエンクロージャには、次図の例による感電保護のための警告表示がなされること。</p> <p>ただし、次のアからウに掲げるバリヤ及びエンクロージャにあつてはこの限りでない。(細目告示第 99 条第 7 項第 1 号ロ)</p> <p>ア 工具を使用して他の部品を取外す以外には触れることができない場所に備えられているもの</p> <p>イ 自動車(車両総重量 5t を超える専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人以上のもの及びこれに類する形状の自動車に限る。)の上面及び下面のうち日常的な自動車の使用過程では触れることができない場所に備えられている</p>	<p>への人体の接触に対する保護のため活電部に取付けられた固体の絶縁体、バリヤ、エンクロージャその他保護部は、その機能を損なうような緩み又は損傷がないものであること。(細目告示第 177 条第 5 項第 1 号)</p> <p>② 作動電圧が直流 60V 又は交流 30V (実効値) を超える部分を有する動力系(作動電圧が直流 60V 又は交流 30V (実効値) 以下の部分であつて、作動電圧が直流 60V 又は交流 30V (実効値) を超える部分から十分に絶縁され、かつ、正負いずれか片側の極が電氣的シャシに直流電氣的に接続されているものを除く。)の活電部を保護するバリヤ及びエンクロージャには、次図の例による感電保護のための警告表示がなされること。</p> <p>ただし、次のアからウに掲げるバリヤ及びエンクロージャにあつてはこの限りでない。(細目告示第 177 条第 5 項第 2 号)</p> <p>ア 工具を使用して他の部品を取外す以外には触れることができない場所に備えられているもの</p> <p>イ 自動車(車両総重量 5t を超える専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人以上のもの及びこれに類する形状の自動車に限る。)の上面及び下面のうち日常的な自動車の使用過程では触れることができない場所に備えられている</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>もの ウ バリヤ、エンクロージャ又は固体の絶縁体により、二重以上の保護がなされているもの 図 感電保護のための警告表示</p>  <p>(注) 黄色地に黒色とする。</p> <p>④ 高電圧回路に使用する動力系の活電部の配線(エンクロージャ内に設置されている高電圧回路に使用する配線を除く。)は、橙色の被膜を施すことにより、他の電気配線と識別できるものであること。(細目告示第99条第7項第1号ハ)</p> <p>⑤ 活電部と電氣的シャシとの間の絶縁抵抗を監視し、絶縁抵抗が作動電圧1V当たり100Ωに低下する前に運転者へ警報する機能を備える自動車にあっては、当該機能が正常に作動しており、かつ、当該機能による警報が発報されていないものであること。(細目告示第99条第7項第1号ニ)</p> <p>⑥ 動力系は、原動機用蓄電池及び当該蓄電池と接続する機器との間の電気回路における短絡故障時の過電流による火災を防止するため、電気回路を遮断するヒューズ、サーキットブレーカ等を備えたものであること。 ただし、原動機用蓄電池が短絡故障後に放電を完了するまでの間において、配線及び原動機用蓄電池に火災を生じるおそれがない動力系にあっては、この限りでない。(細目告示第99条第7項第1号ホ)</p> <p>⑦ 導電性のバリヤ、エンクロージャその他保護部の露出導電部は、人体の接触による感電を防止するため、危険な電位を生じないよう、電線、アース束線等による接続、溶接、ボルト締め等により直流電氣的に電氣的シャシに確実に接続されているものであること。(細目告示第99条第7項第1号ヘ)</p> <p>⑧ 充電系連結システムは、作動電圧が直流60V又は交流30V(実効値)以下の部分を除き、固体の絶縁体、バリヤ、エンクロージャその他保護部によりア及びイの要件を満たすよう保護されたものであること。(細目告示第99条第7項第1号ト) ア 充電系連結システムの客室内及び荷室内からの保護は、外部電源と接続していない状態において、保護等級IPXXDを満たすものであること。 イ 充電系連結システムの客室内及び荷室内以外からの保護は、外部電源と接続していない状態において、保護等級IPXXBを満たすものであること。 ただし、外部電源との接続を外した直後に、車両側の接続部において、充電系連結システムの活電部の電圧が1秒以内に直流60V又は交流30V(実効値)以下となるコネクタについてはこの限りでない。</p> <p>⑨ ⑧の個体の絶縁体、バリヤ、エンクロージャその他保護部は、確実に取付けられ、堅ろうなものであり、かつ、工具を使用しないで開放、分解又は除去できる</p>	<p>もの ウ バリヤ、エンクロージャ又は固体の絶縁体により、二重以上の保護がなされているもの 図 感電保護のための警告表示</p>  <p>(注) 黄色地に黒色とする。</p> <p>③ 活電部と電氣的シャシとの間の絶縁抵抗を監視し、絶縁抵抗が作動電圧1V当たり100Ωに低下する前に運転者へ警報する機能を備える自動車にあっては、当該機能が正常に作動しており、かつ、当該機能による警報が発報されていないものであること。(細目告示第177条第5項第4号)</p> <p>④ 原動機用蓄電池及び当該蓄電池と接続する機器との間の電気回路における短絡故障時の過電流による火災を防止するために活電部に備えられた電気回路を遮断するヒューズ、サーキットブレーカ等はその機能を損なうような緩み又は損傷がないものであること。(細目告示第177条第5項第5号)</p> <p>⑤ 導電性のバリヤ、エンクロージャその他保護部の露出導電部への人体の接触による感電を防止するため、導電性のバリヤ、エンクロージャその他保護部の露出導電部を直流電氣的に電氣的シャシに接続する電線、アース束線等による接続、溶接、ボルト締め等の締結状態は、その機能を損なうような緩み又は損傷がないものであること。(細目告示第177条第5項第6号)</p> <p>⑥ 充電系連結システムの活電部の保護は、その機能を損なうような緩み又は損傷がないものであること。(細目告示第177条第5項第7号)</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>ものであってはならない。</p> <p>ただし、次に掲げるコネクタにあってはこの限りでない。(細目告示第99条第7項第1号ト)</p> <p>ア 容易に結合を分離できないロック機構付きコネクタであって、自動車の上面(車両総重量5tを超える専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの及びこれに類する形状の自動車に限る。)及び下面のうち日常的な自動車の使用過程では触れることができない場所に備えられているもの</p> <p>イ 充電系連結システムの電気回路のコネクタであって、コネクタの結合を分離した後1秒以内に活電部の電圧が直流60V又は交流30V(実効値)以下となるものであり、かつ、⑧ア及びイの要件を満たすもの</p> <p>⑩ 接地された外部電源と接続するための装置は、電氣的シャシが直流電氣的に大地に接続できるものであること。(細目告示第99条第7項第1号チ)</p> <p>⑪ 水素ガスを発生する開放式原動機用蓄電池を収納する場所は、水素ガスが滞留しないように換気扇又は換気ダクト等を備え、かつ、客室内に水素ガスを放出しないものであること。(細目告示第99条第7項第1号リ)</p> <p>⑫ 自動車が停車した状態から変速機の変速位置を変更し、かつ、加速装置を操作し、若しくは制動装置を解除することによって走行が可能な状態にあること又は変速機の変速位置を変更せず、かつ、加速装置を操作し、若しくは制動装置を解除することによって走行が可能な状態にあることを運転者に表示する装置を備えたものであること。</p> <p>ただし、内燃機関及び電動機を原動機とする自動車にあっては、内燃機関が作動中において表示することを要しない。(細目告示第99条第7項第1号ヌ)</p> <p>(3) 電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車に限る。)の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の要件に適合するものであること。</p> <p>ただし、7-26-1-2(3)②ア及びイに掲げる自動車には適用しない。(保安基準第17条の2第5項関係、細目告示第99条第7項第2号関係、適用関係告示第14条第15項関係)</p> <p>① 作動電圧が直流60Vを超え1,500V以下又は交流30V(実効値)を超え1,000V(実効値)以下の部分を有する動力系の活電部への人体の接触に対する保護のため活電部に取付けられた固体の絶縁体、バリヤ、エンクロージャその他保護部は次の要件を満たすものであること。</p> <p>ただし、作動電圧が直流60V又は交流30V(実効値)以下の部分であって作動電圧が直流60V又は交流30V(実効値)を超える部分から十分に絶縁され、かつ、</p>	<p>⑦ 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び7-26-1-1(4)の自動車を除く。)が停車した状態から変速機の変速位置を変更し、かつ、加速装置を操作し、若しくは制動装置を解除することによって走行が可能な状態にあること又は変速機の変速位置を変更せず、かつ、加速装置を操作し、若しくは制動装置を解除することによって走行が可能な状態にあることを運転者に表示する装置を備えたものであること。</p> <p>ただし、内燃機関及び電動機を原動機とする自動車にあっては、内燃機関が作動中において表示することを要しない。(細目告示第177条第5項第10号)</p> <p>⑧ 原動機用蓄電池は、自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられていること。(細目告示第177条第5項第11号)</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>電極の正負いずれか片側の極が電氣的シャシに直流電氣的に接続されている部分にあつてはこの限りでない。(細目告示第99条第7項第2号イ)</p> <p>ア 活電部に対する保護は、いかなる場合においても保護等級 IPXXD を満たすものでなければならない。</p> <p>ただし、作動電圧が直流 60V 又は交流 30V (実効値) を超える部分を有する動力系からトランス等により直流電氣的に絶縁された電気回路に設置されるコンセントの活電部及び工具を使用しないで開放、分解又は除去できるサービス・プラグにあつては、開放、分解又は除去した状態において、保護等級 IPXXB を満たすものであればよい。</p> <p>イ 客室又は荷室を有する自動車においては、客室内及び荷室内以外からの活電部に対する保護は、保護等級 IPXXD 又は保護等級 IPXXB を満たすものでなければならない。</p> <p>② ①の固体の絶縁体、バリヤ及びエンクロージャ又はその他の保護部は確実に取付けられ、堅ろうなものであり、かつ、工具を使用しないで開放、分解又は除去できるものであつてはならない。</p> <p>ただし、次に掲げるコネクタにあつてはこの限りでない。(細目告示第99条第7項第2号イ)</p> <p>ア 容易に結合を分離できないロック機構付きコネクタであつて、自動車の下面のうち日常的な自動車の使用過程では触れることができない場所に備えられているもの</p> <p>イ 動力系の電気回路のコネクタであつて、コネクタの結合を分離した後1秒以内に活電部の電圧が直流 60V 又は交流 30V (実効値) 以下となるものであり、かつ、①ア及びイの要件を満たすもの</p> <p>③ 作動電圧が直流 60V 又は交流 30V (実効値) を超える部分を有する動力系(作動電圧が直流 60V 又は交流 30V (実効値) 以下の部分であつて、作動電圧が直流 60V 又は交流 30V (実効値) を超える部分から十分に絶縁され、かつ、正負いずれか片側の極が電氣的シャシに直流電氣的に接続されている部分を除く。)の活電部を保護するバリヤ及びエンクロージャには、次図の例による感電保護のための警告表示がなされていること。</p> <p>ただし、次に掲げるバリヤ及びエンクロージャにあつてはこの限りでない。(細目告示第99条第7項第2号ロ)</p> <p>ア 工具を使用して他の部品を取外す以外には触れることができない場所に備えられているもの</p> <p>イ 自動車の下面のうち日常的な自動車の使用過程では触れることができない場所に備えられているもの</p> <p>ウ バリヤ、エンクロージャ又は固体の絶縁体により、二重以上の保護がなされているもの</p> <p>図 感電保護のための警告表示</p> 	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>(注) 黄色地に黒色とする。</p> <p>④ 高電圧回路に使用する動力系の活電部の配線(エンクロージャ内に設置されている高電圧回路に使用する配線を除く。)は、橙色の被覆を施すことにより、他の電気配線と識別できるものであること。(細目告示第99条第7項第2号ハ)</p> <p>⑤ 活電部と電氣的シャシとの間の絶縁抵抗を監視し、絶縁抵抗が作動電圧 1V 当たり 100Ωに低下する前に運転者へ警報する機能を備える自動車にあっては、当該機能が正常に作動しており、かつ、当該機能により警報されていないものであること。(細目告示第99条第7項第2号ニ)</p> <p>⑥ 動力系は、原動機用蓄電池及び当該蓄電池と接続する機器との間の電気回路における短絡故障時の過電流による火災を防止するため、電気回路を遮断するヒューズ、サーキットブレーカ等を備えたものであること。 ただし、原動機用蓄電池が短絡故障後に放電を完了するまでの間において、配線及び原動機用蓄電池に火災を生じるおそれがない動力系にあってはこの限りでない。(細目告示第99条第7項第2号ホ)</p> <p>⑦ 導電性のバリヤ、エンクロージャその他保護部の露出導電部は、人体の接触による感電を防止するため、危険な電位を生じないように、電線、アース束線等による接続、溶接、ボルト締め等により直流電氣的に電氣的シャシに確実に接続されているものであること。(細目告示第99条第7項第2号ヘ)</p> <p>⑧ 充電系連結システムは、作動電圧が直流 60V 又は交流 30V (実効値) 以下の部分を除き、固体の絶縁体、バリヤ、エンクロージャその他保護部により次の要件を満たすよう保護されたものであること。(細目告示第99条第7項第2号ト)</p> <p>ア 外部電源と接続していない状態の充電系連結システムの保護は、次に掲げるものを除き、保護等級 IPXXD を満たすものでなければならない。</p> <p>イ 客室又は荷室を有する自動車においては、外部電源と接続していない状態の充電系連結システムの客室内及び荷室内以外からの保護は、保護等級 IPXXD 又は保護等級 IPXXB を満たすものでなければならない。 ただし、車両側の接続部において、外部電源との接続を外した直後に、充電系連結システムの活電部の電圧が 1 秒以内に直流 60V 又は交流 30V (実効値) 以下となるものについてはこの限りでない。</p> <p>⑨ ⑧の個体の絶縁体、バリヤ、エンクロージャその他保護部は確実に取付けられ、堅ろうなものであり、かつ、工具を使用しないで開放、分解又は除去できるものであってはならない。 ただし、次に掲げるコネクタにあってはこの限りでない。(細目告示第99条第7項第2号ト)</p> <p>ア 容易に結合を分離できないロック機構付きコネクタであって、自動車の下面のうち日常的な自動車の使用過程では触れることができない場所に備えられているもの</p> <p>イ 充電系連結システムの電気回路のコネクタで</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>あって、コネクタの結合を分離した後1秒以内に活電部の電圧が直流60V又は交流30V(実効値)以下となるものであるものであり、かつ、⑧ア及びイの要件を満たすもの</p> <p>⑩ 接地された外部電源と接続するための装置は、電気的シャンが直流電氣的に大地に接続できるものであること。(細目告示第99条第7項第2号チ)</p> <p>(4) 次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。)にあつては(2)の規定にかかわらず、(3)の規定に適合するものであればよい。</p> <p>① 次の全てに該当するもの</p> <p>ア 審査時車両状態から原動機用蓄電池を取除いた状態の重量が330kg以下</p> <p>イ 最高速度が45km/h以下</p> <p>ウ 最大連続定格出力が4kW以下</p> <p>② ①の自動車以外の自動車であつて次の全てに該当するもの</p> <p>ア 審査時車両状態から原動機用蓄電池を取除いた状態の重量が380kg(貨物自動車にあつては530kg)以下</p> <p>イ 最大連続定格出力が15kW以下</p> <p>(5) 次に掲げる電気装置であつて、その機能を損なうおそれのある緩み又は損傷のないものは、(2)又は(3)に適合するものとする。(細目告示第99条第9項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられた電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた電気装置</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている感電防止装置又はこれに準ずる性能を有する感電防止装置</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づき感電防止装置の指定を受けた自動車に備える電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた感電防止装置又はこれに準ずる性能を有する感電防止装置</p> <p>(6) 視認又は図面若しくは写真により、次の構造を有することが確認できるものであつて、その機能を損なうおそれのある緩み及び損傷のないものは、(2)及び(3)の保護等級IPXXD又は保護等級IPXXBを満たすものとする。</p> <p>① IPXXDの構造は、固体の絶縁体、バリヤ並びにエンクロージャの間げき及び開口部が次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 直径1mm未満のもの</p> <p>イ 直径1mm以上35mm未満であつて、活電部までの距離(あらゆる方向で)が117.5mmを超えるもの</p> <p>② IPXXBの構造は、固体の絶縁体、バリヤ並びにエンクロージャの間げき及び開口部が次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 直径4mm未満であつて、活電部までの距離(あらゆる方向で)が2mmを超えるもの</p> <p>イ 直径12mm未満であつて、活電部までの距離(あらゆる方向で)が20mmを超えるもの</p> <p>7-26-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) 電力により作動する原動機を有する自動車(大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の電気装置は、高電圧に</p>	<p>(4) 電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>よる乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(保安基準第17条の2第5項関係、細目告示第99条第7項関係、適用関係告示第14条第15項関係)</p> <p>① 電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車を除く。)の原動機用蓄電池は、UN R100-02-S4の6。(6.4.を除く。)に適合するものであること。 この場合において、自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R100-02-S4の6.2.、6.3.及び6.10.に適合するものとする。 また、7-26-1-1(4)の自動車にあっては、②の基準に適合するものであればよい。(細目告示第99条第7項第1号ル)</p> <p>② 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあっては、UN R136-00の5.2.及び5.3.並びに6。(客室を有しない自動車にあっては6.4.2.及び6.5.を除く。)に適合するものであること。 この場合において、自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R136-00の6.2.、6.3.及び6.10に適合するものとする。 なお、次に掲げる自動車にはUN R136-00の規定は適用しない。(細目告示第99条第7項第2号リ、ヌ) ア 令和2年1月19日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車であって、次に掲げる自動車以外のもの (ア) 平成30年1月20日以降の型式指定自動車 (イ) 平成30年1月20日以降の新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車であって電力により作動する原動機を有するもの(平成30年1月20日以降に原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類を変更するものを除く。) イ 令和2年1月19日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車を改造等により、電力により作動する原動機を有する自動車とした自動車であって、当該改造等が行われた後、令和2年1月19日までに初めて新規検査、構造等変更検査又は予備検査を受けるもの</p> <p>(2) 電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の電気装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(保安基準第17条</p>	<p>引自動車を除く。)の電気装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害、原動機用蓄電池の移動又は損傷による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ない構造でなければならない。 この場合において、電気装置の機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第17条の2第6項関係、細目告示第177条第6項関係)</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>の2 第6項関係、細目告示第21条第6項関係、細目告示第99条第8項関係、適用関係告示第14条第13項関係)</p> <p>① 自動車(次に掲げるものを除く。)については、UN R137-01-S3の5.2.8.に適合すること。</p> <p>ア 専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車</p> <p>イ 車両総重量3.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車</p> <p>ウ ア又はイのいずれかの自動車の形状に類する自動車</p> <p>エ 最高速度20km/h未満の自動車</p> <p>② 自動車(次に掲げるものを除く。)については、UN R94-03-S2の5.2.8.に適合すること。</p> <p>ア 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車</p> <p>イ 車両総重量3.5tを超える専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車</p> <p>ウ 車両総重量2.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車</p> <p>エ アからウまでのいずれかの形状に類する形状の自動車</p> <p>③ 自動車(次に掲げるものを除く。)については、UN R95-04の5.3.7.に適合すること。</p> <p>ア 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車</p> <p>イ 車両総重量3.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車</p> <p>ウ ア又はイのいずれかの形状に類する形状の自動車</p> <p>④ 専ら乗用の用に供する乗車定員11人未満の自動車(車両総重量3.5tを超えるものを除く。)及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車(車両総重量3.5tを超えるものを除く。)及び当該自動車の形状に類する自動車については、UN R153-00-S1の5.2.2.に適合すること。</p> <p>⑤ 専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員10人以上のもの及び当該自動車の形状に類するものを除く。)及び専ら貨物の運送の用に供する自動車(車両総重量1.5t以上のもの及び当該自動車の形状に類するものを除く。)については、UN R12-04-S5の5.5.又はUN R94-03-S2の5.2.8.に適合すること。</p> <p>⑥ ①に規定する自動車以外の自動車については細目告示別添111「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」5.1.に、④に規定する自動車以外の自動車については同別添5.2.にそれぞれ適合すること。</p> <p>⑦ ①に規定する自動車以外の自動車については細目告示別添111「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」6.1.に、③に規定する自動車以外の自動車については同別添6.2.にそれぞれ適合すること。</p> <p>⑧ 原動機用蓄電池は、UN R100-02-S4の6.4.の基準に適合すること。</p> <p>この場合において、自動車の振動等により移動し、</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

又は損傷することがないように確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R100-02-S4 の 6.4.1. に適合するものとする。

(3) 次に掲げる電気装置であつて、その機能を損なうおそれのある緩み又は損傷のないものは、(1) 及び (2) の基準に適合するものとする。(細目告示第 99 条第 9 項関係)

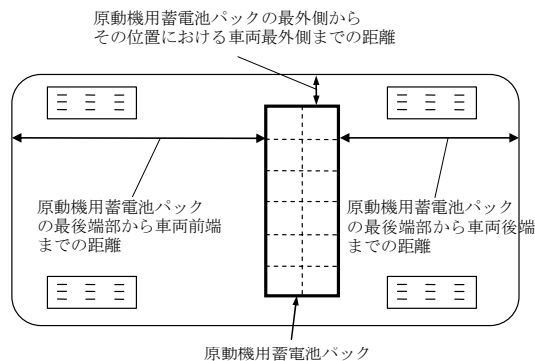
- ① 指定自動車等に備えられた電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた電気装置
- ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている感電防止装置及び原動機用蓄電池又はこれに準ずる性能を有する感電防止装置及び原動機用蓄電池
- ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき感電防止装置及び原動機用蓄電池の指定を受けた自動車に備える電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた感電防止装置及び原動機用蓄電池又はこれに準ずる性能を有する感電防止装置及び原動機用蓄電池

(4) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(2) ①から⑤まで及び⑧の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないように確実に取付けられているものであればよい。

なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものにあつては、①から③までの要件は適用しない。(保安基準第 17 条の 2 第 6 項関係、細目告示第 99 条第 10 項関係)

- ① UN R137-01-S3 の 5.2.8. 又は UN R94-03-S2 の 5.2.8. が適用される自動車に備える原動機用蓄電池パックにあつては、その最前端部から車両前端までの車両中心線に平行な水平距離が 420mm 以上の位置
- ② UN R153-00-S1 の 5.2.2. が適用される自動車に備える原動機用蓄電池パックにあつては、その最後端部から車両後端までの車両中心線に平行な水平距離が 65mm 以上の位置
- ③ UN R95-04 の 5.3.7. が適用される自動車の原動機用蓄電池パックにあつては、その最外側からその位置における車両最外側までの水平距離が 130mm 以上の位置

(参考図)



7-26-2 欠番
7-26-3 欠番

8-26-2 欠番
8-26-3 欠番
8-26-4 適用関係の整理

<p>第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査</p>	<p>第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)</p>
<p>7-26-4の規定を適用する。</p>	
<p>7-26-4 適用関係の整理</p>	
<p>(1) 昭和46年12月31日以前に製作された自動車については、7-26-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第14条第1項関係）</p> <p>(2) 次に掲げる自動車にあっては、7-26-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第14条第3項関係）</p> <p>① 平成24年6月30日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、被牽引自動車及び燃料電池自動車を除く。）</p> <p>② 平成24年6月30日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車（燃料電池自動車を除く。）以外の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）を、自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により、電力により作動する原動機を有する自動車（燃料電池自動車を除く。）としたものであって、当該改造等が行われた後、平成24年6月30日までに初めて新規検査、予備検査又は構造等変更検査を受けるもの</p> <p>③ ②により7-26-6の規定が適用された自動車</p> <p>(3) 次に掲げる自動車にあっては、7-26-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第14条第4項、第5項及び第6項関係）</p> <p>① 平成28年6月22日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車（平成26年6月23日以降の型式指定自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）</p> <p>② 平成26年6月22日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）を、自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により、電力により作動する原動機を有する自動車としたものであって、当該改造等が行われた後、平成24年7月1日から平成26年6月22日までに初めて新規検査、予備検査又は構造等変更検査を受けるもの</p> <p>③ ②により7-26-7の規定が適用された自動車</p> <p>(4) 次に掲げる自動車にあっては7-26-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第14条第11項関係）</p> <p>① 平成28年7月14日以前に製作された自動車（電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）を、自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により、電力により作動する原動機を有する自動車としたものであって、当該改造等が行われた後、平成28年7月15日以降に初めて新規検査、予備検査又は構造等変更検査を受けるものを除く。）</p> <p>② 平成28年7月14日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車（平成28年7月15日以降に原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類を変更するものを除く。）</p> <p>③ 平成28年7月15日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車（平成28年7月14日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車に、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類についての変更以外の変更のみを行ったものに限る。）</p> <p>④ 次のいずれかに該当することが書面等により確認できる自動車であって、感電防止装置に係る性能について変更のないもの</p> <p>ア UN R100に基づく認定証（UN R100-01に限る。）を有する自動車</p> <p>イ 車両データプレート内又はその近くに表示されているUN R100に基づくⓂマーク（UN R100-01に限る。）を有する自動車</p> <p>ウ ア又はイの自動車と同一の構造を有するもの</p> <p>エ 諸元表によりUN R100-01に適合していることが確認できる自動車と同一の構造を有するもの</p> <p>⑤ 平成28年7月15日以降に製作された自動車又は電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車を、改造等により電力により作動する原動機を有する自動車としたものであって、平成28年7月14日以前に新規検査、予備検査又は構造等変更検査を受けた自動車（7-26-7又は7-26-8に適合している自動車に限る。）と感電防止装置に係る性能が同一であることが書面等により確認できるもの</p>	
<p>[フルラップ衝突に係る適用：細目告示別添111適用]</p>	
<p>(5) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-26-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。（適用関係告示第14条第16項関係）</p> <p>① 「指定等年月日」以前に製作された自動車</p> <p>② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車</p> <p>イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車であって、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあっては、令和5年8月31日以前に製作されたもの</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

区分	指定等年月日	製作年月日
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量 3.5t 未満のものに限る。）	H30. 8. 31	R11. 8. 31
輸入自動車以外の自動車	R2. 8. 31	R11. 8. 31
上記以外の自動車	R5. 8. 31	R11. 8. 31

[フルラップ衝突に係る適用：UN R137-00 適用]

(6) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-26-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第 14 条第 18 項関係）

- ① 「指定等年月日」以前に製作された自動車
- ② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた多仕様自動車
 - イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた多仕様自動車であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた多仕様自動車と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ衝突における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
 - ウ 指定自動車等以外の自動車であって、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満のものにあつては、令和 9 年 8 月 31 日以前に製作されたもの

区分	指定等年月日	製作年月日
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量 3.5t 未満のものに限る。）	R2. 8. 31	R11. 8. 31
上記以外の自動車	R9. 8. 31	R11. 8. 31

[オフセット衝突に係る適用：UN R94-02-S5]

(7) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-26-11（従前規定の適用⑦）の規定を適用する。（適用関係告示第 14 条第 12 項、第 17 項関係）

- ① 「指定等年月日」以前に製作された自動車
- ② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車
 - イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車とオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

区分	指定等年月日	製作年月日
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量 2.5t 以下のものに限る。）	H30. 8. 31	R11. 8. 31
上記以外の自動車	R5. 8. 31	R11. 8. 31

[側面衝突に係る適用：UN R95-03-S7 適用]

(8) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-26-12（従前規定の適用⑧）の規定を適用する。（適用関係告示第 14 条第 29 項関係）

- ① 「指定等年月日」以前に製作された自動車
- ② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（側面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）
 - イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（側面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（側面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）との側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
 - ウ 指定自動車等以外の自動車
- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの
- ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの

区分	指定等年月日	製作年月日
自動車	R4. 7. 4	R6. 7. 4

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

[後面衝突に係る適用：細目告示別添 111 適用]

(9) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-26-13（従前規定の適用⑨）の規定を適用する。（適用関係告示第 14 条第 30 項関係）

- ① 「指定等年月日」以前に製作された自動車
- ② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（後面衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）
 - イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（後面衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（後面衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）と動力用電源装置の基本構造及び車体への取付方法並びに後面衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
 - ウ 指定自動車等以外の自動車
- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの
- ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの

区分	指定等年月日	製作年月日
自動車	R4. 8. 31	R6. 8. 31

[オフセット衝突に係る適用：UN R94-03-S1 適用]

(10) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-26-14（従前規定の適用⑩）の規定を適用する。（適用関係告示第 14 条第 28 項関係）

- ① 「指定等年月日」以前に製作された自動車
- ② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）
 - イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
 - ウ 指定自動車等以外の自動車
- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの
- ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの

区分	指定等年月日	製作年月日
自動車	R5. 8. 31	R11. 8. 31

[フルラップ衝突に係る適用：UN R137-01-S2 適用]

(11) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-26-15（従前規定の適用⑪）の規定を適用する。（適用関係告示第 14 条第 27 項関係）

- ① 「指定等年月日」以前に製作された自動車
- ② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）
 - イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
 - ウ 指定自動車等以外の自動車
- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの

区分	指定等年月日	製作年月日
自動車	R9. 8. 31	R11. 8. 31

7-26-5 従前規定の適用①

昭和 46 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 1 項関係)

7-26-5-1 性能要件 (視認等による審査)

自動車の電気装置は、次の基準に適合するものでなければならない。

- ① 車室内等の電気配線は、被覆され、かつ、車体に定着されていること。
- ② 車室内等の電気端子、電気開閉器その他火花を生ずるおそれのある電気装置は、乗車人員及び積載物品によって損傷、短絡等を生じないように、かつ電気火花等によって乗車人員及び積載物品に危害を与えないように適当におおわれていること。この場合において、計器板裏面又は座席下部の密閉された箇所等に設置されている電気端子及び電気開閉器は、適当におおわれているものとする。
- ③ 蓄電池は、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないようにになっていること。この場合において、車室内等の蓄電池は、木箱その他適当な絶縁物等によりおおわれている(蓄電池端子の部分(蓄電池箱の上側)が適当な絶縁物で完全におおわれていることをいい、蓄電池箱の横側あるいは下側は、絶縁物でおおわれていないものであってもよい。)ものとする。

7-26-6 従前規定の適用②

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 3 項関係)

- ① 平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、被牽引自動車及び燃料電池自動車を除く。)
- ② 平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車(燃料電池自動車を除く。)以外の自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)を、自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により、電力により作動する原動機を有する自動車(燃料電池自動車を除く。)としたものであって、当該改造等が行われた後、平成 24 年 6 月 30 日までに初めて新規検査、予備検査又は構造等変更検査を受けるもの
- ③ ②により 7-26-6 の規定が適用された自動車

7-26-6-1 性能要件

7-26-6-1-1 視認等による審査

自動車の電気装置は、次の基準に適合するものでなければならない。

- ① 車室内等の電気配線は、被覆され、かつ、車体に定着されていること。
- ② 車室内等の電気端子、電気開閉器その他火花を生ずるおそれのある電気装置は、乗車人員及び積載物品によって損傷、短絡等を生じないように、かつ電気火花等によって乗車人員及び積載物品に危害を与えないように適当におおわれていること。この場合において、計器板裏面又は座席下部の密閉された箇所等に設置されている電気端子及び電気開閉器は、適当におおわれているものであるものとする。
- ③ 蓄電池は、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないものであること。この場合において、車室内等の蓄電池であって、蓄電池の端子がある蓄電池箱の上側が木箱その他適切な絶縁物等で完全におおわれているものは、この要件に適合するものとする。
なお、蓄電池箱の横側又は下側は、絶縁物でおおわれていなくても差し支えない。
- ④ 電気装置の発する電波が、無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるおそれのないものであること。この場合において、自動車雑音防止用の高圧抵抗電線、外付抵抗器等を備え付けていない等電波障害防止のための措置をしていない電気装置は、この基準に適合しないものとする。

7-26-6-1-2 書面等による審査

(1) 燃料電池自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)の電気装置は、細目告示別添 101「燃料電池自動車の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。この場合において、①及び②に掲げる電気装置は、この基準に適合するものとする。

- ① 指定自動車等に備えられている電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものであって、その機能を損なうおそれのある緩み及び損傷がないもの
- ② 細目告示別添 101「燃料電池自動車の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」に定める基準への適合性を証する書面の提出がある電気装置

7-26-7 従前規定の適用③

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 4 項、第 5 項及び第 6 項関係)

- ① 平成 28 年 6 月 22 日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車(平成 26 年 6 月 23 日以降の型式指定

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)

- ② 平成26年6月22日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)を、自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により、電力により作動する原動機を有する自動車としたものであって、当該改造等が行われた後、平成24年7月1日から平成26年6月22日までに初めて新規検査、予備検査又は構造等変更検査を受けるもの
- ③ ②により7-26-7の規定が適用された自動車

7-26-7-1 性能要件

7-26-7-1-1 視認等による審査

- (1) 自動車の電気装置は、火花による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがなく、かつ、その発する電波が無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるおそれのないものとして取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。
 - ① 車室内等の電気配線は、被覆され、かつ、車体に定着されていること。
 - ② 車室内等の電気端子、電気開閉器その他火花を生ずるおそれのある電気装置は、乗車人員及び積載物品によって損傷、短絡等を生じないように、かつ電気火花等によって乗車人員及び積載物品に危害を与えないように適当におおわれていること。この場合において、計器板裏面又は座席下部の密閉された箇所等に設置されている電気端子及び電気開閉器は、適当におおわれているものとする。
 - ③ 蓄電池は、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないようにしていること。この場合において、車室内等の蓄電池は、木箱その他適当な絶縁物等によりおおわれている(蓄電池端子の部分(蓄電池箱の上側)が適当な絶縁物で完全におおわれていることをいい、蓄電池箱の横側あるいは下側は、絶縁物でおおわれていないものであってもよい。)ものとする。
 - ④ 電気装置の発する電波が、無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるおそれのないものであること。この場合において、自動車雑音防止用の高圧抵抗電線、外付抵抗器等を備え付けていない等電波障害防止のための措置をしていないものは、この基準に適合しないものとする。
- (2) 電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、被牽引自動車及び燃料電池自動車を除く。)の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれのないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

この場合において、指定自動車等に備えられている電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた電気装置であって、その機能を損なうおそれのある緩み又は損傷のないもの及び活電部が視認等により確認できる範囲にないものは、この基準に適合するものとする。

- ① 作動電圧が直流60V以上である部分を有する動力系の活電部への人体の接触に対する保護のため活電部に取付けられた固体の絶縁体、バリヤ、エンクロージャその他保護部は、次のア及びイの要件を満たすものでなければならない。ただし、作動電圧が直流60V未満の部分であって作動電圧が直流60V以上の部分から十分に絶縁され、かつ、電極の正負いずれか片側の極が電氣的シャシに直流電氣的に接続されている保護部は、この限りでない。
 - ア 客室内及び荷室内からの活電部に対する保護は、いかなる場合においても保護等級IPXXDを満たすものであること。この場合において、作動電圧が直流60V以上である部分を有する動力系からトランス等により直流電氣的に絶縁された電気回路に設置されるコンセントの活電部並びに工具を使用しないで開放、分解又は除去できるサービスマス・プラグにあつては、開放、分解又は除去した状態において、保護等級IPXXBを満たすものであればよい。
 - イ 客室内及び荷室内以外からの活電部に対する保護は、保護等級IPXXBを満たすものであること。
- ② 固体の絶縁体、バリヤ及びエンクロージャは、確実に取付けられ、堅ろうなものであり、かつ、工具を使用しないで開放、分解又は除去できるものであつてはならない。
 - ただし、容易に結合を分離できないロック機構付きコネクタにより、自動車の上面(車両総重量5tを超える専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以上のもの及びこれに類する形状の自動車に限る。)及び下面のうち日常的な自動車の使用過程では触れることができない場所に備えられているもの又は動力系の電気回路のコネクタであつてア及びイの要件を満たすものは、この限りでない。
 - ア 客室内及び荷室内からの活電部に対する保護は、いかなる場合においても保護等級IPXXDを満たすものであること。この場合において、作動電圧が直流60V以上である部分を有する動力系からトランス等により直流電氣的に絶縁された電気回路に設置されるコンセントの活電部並びに工具を使用しないで開放、分解又は除去できるサービスマス・プラグにあつては、開放、分解又は除去した状態において、保護等級IPXXBを満たすものであればよい。
 - イ 客室内及び荷室内以外からの活電部に対する保護は、保護等級IPXXBを満たすものであること。
- ③ 作動電圧が直流60V以上である部分を有する動力系(作動電圧が直流60V未満の部分であつて、作動電圧が直流60V以上の部分から十分に絶縁され、かつ、正負いずれか片側の極が電氣的シャシに直流電氣的に接続されているものを除く。)の活電部を保護するバリヤ及びエンクロージャには、ア又はイに掲げる場合を除き、感電保護のための警告表示として、次図に示す様式の例により表示しなければならない。
 - ア バリヤ及びエンクロージャ等であつて、工具を使用して他の部品を取外す以外には触れることができない場所又

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

は自動車の上面(車両総重量 5t を超える専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及びこれに類する形状の自動車に限る。)及び下面のうち日常的な自動車の使用過程では触れることができない場所に備えられているものである場合

イ バリヤ、エンクロージャ又は固体の絶縁体により、二重以上の保護がなされている場合

図

感電保護のための警告表示



(注) 黄色又は橙色地に黒色とする。

④ 活電部と電氣的シャシとの間の絶縁抵抗を監視し、絶縁抵抗が作動電圧 1V 当たり 100Ω に低下する前に運転者へ警報する機能を備える自動車にあつては、当該機能が正常に作動しており、かつ、当該機能による警報が発報されていない状態であればならない。

⑤ 動力系は、原動機用蓄電池及び当該蓄電池と接続する機器との間の電気回路における短絡故障時の過電流による火災を防止するため、電気回路を遮断するヒューズ、サーキットブレーカ等を備えたものでなければならない。

ただし、原動機用蓄電池が短絡故障後に放電を完了するまでの間において、配線及び原動機用蓄電池に火災を生じるおそれがない動力系にあつては、この限りでない。

⑥ 導電性のバリヤ、エンクロージャその他保護部の露出導電部は、人体の接触による感電を防止するため、危険な電位を生じないよう、電線、アース束線等による接続、溶接、ボルト締め等により直流電氣的に電氣的シャシに確実に接続されているものでなければならない。

⑦ 充電系連結システムは、作動電圧が直流 60V 未満又は交流 25V 未満(実効値とする。)の部分を除き、固体の絶縁体、バリヤ、エンクロージャその他保護部によりア及びイの要件を満たすよう保護されていなければならない。

この場合において、これらの保護は、確実に取付けられ、堅ろうなものであり、かつ、工具を使用しないで開放、分解又は除去できるものであつてはならない。

ただし、容易に結合を分離できないロック機構付きコネクタであつて、自動車の上面(車両総重量 5t を超える専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人以上のもの及びこれに類する形状の自動車に限る。)及び下面のうち日常的な自動車の使用過程では触れることができない場所に備えられているもの又は充電系連結システムの電気回路のコネクタであつてア及びイの要件を満たすものは、この限りでない。

また、外部電源との接続を外した直後に、車両側の接続部において、充電系連結システムの活電部の電圧が 1 秒以内に直流 60V 未満又は交流 25V(実効値) 未満となるコネクタについては、イの要件を適用しない。

ア 充電系連結システムの客室内及び荷室内からの保護は、外部電源と接続していない状態において、保護等級 IPXXD を満たすものであること。

イ 充電系連結システムの客室内及び荷室内以外からの保護は、外部電源と接続していない状態において、保護等級 IPXXB を満たすものであること。

⑧ 接地された外部電源と接続するための装置は、電氣的シャシが直流電氣的に大地に接続できるものでなければならない。

⑨ 水素ガスを発生する開放式原動機用蓄電池を収納する場所は、水素ガスが滞留しないように換気扇又は換気ダクト等を備え、かつ、客室内に水素ガスを放出しないものでなければならない。

この場合において、換気扇又は換気ダクト等の排出口は、内燃機関の排気管の開口方向以外の方向にあり、かつ、同排気管の開口部から 300mm 以上、露出した電気端子、電気開閉器その他の着火源から 200mm 以上離れているものであること。

⑩ 自動車が停車した状態から変速機の変速位置を変更し、かつ、加速装置を操作し、若しくは制動装置を解除することによって走行が可能な状態にあること又は変速機の変速位置を変更せず、かつ、加速装置を操作し、若しくは制動装置を解除することによって走行が可能な状態にあることを運転者に表示する装置を備えたものでなければならない。

ただし、内燃機関及び電動機を原動機とする自動車にあつては、内燃機関が作動中において表示することを要しない。

(3) 次の構造を有することが、視認又は図面若しくは写真により確認できるものであつて、その機能を損なうおそれのある緩み及び損傷のないものは、(2) の保護等級 IPXXD 又は IPXXB の構造にそれぞれ適合するものとする。

① IPXXD の構造は、固体の絶縁体、バリヤ並びにエンクロージャの間げき及び開口部が次のいずれかに該当するもの
ア 直径 1mm 未満のもの

イ 直径 1mm 以上 35mm 未満であつて、活電部までの距離(あらゆる方向で)が 117.5mm を超えるもの

② IPXXB の構造は、固体の絶縁体、バリヤ並びにエンクロージャの間げき及び開口部が次のいずれかに該当するもの
ア 直径 4mm 未満であつて、活電部までの距離(あらゆる方向で)が 2mm を超えるもの

イ 直径 12mm 未満であつて、活電部までの距離(あらゆる方向で)が 20mm を超えるもの

7-26-7-1-2 書面等による審査

(1) 電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、被牽引自動車及び燃料電池自動車を除く。)の電気装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、平成23年6月23日付け国土交通省告示第670号による改正前の細目告示別添111「電気自動車及び電気式ハイブリッド自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。

- (2) 指定自動車等に備えられている電気装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により（1）の基準に適合することが明らかな電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれのある緩み又は損傷のないものは、（1）の基準に適合するものとする。
- (3) 4-18ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、（1）の規定にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。

なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが800mmを超える位置に取付けられたものにあつては、①から③までの要件は適用しない。

- ① 平成23年6月23日付け国土交通省告示第670号による改正前の細目告示別添111「電気自動車及び電気式ハイブリッド自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」3.又は5.が適用される自動車に備える原動機用蓄電池パックにあつては、その最前端部から車両前端までの車両中心線に平行な水平距離が420mm以上の位置
- ② 平成23年6月23日付け国土交通省告示第670号による改正前の細目告示別添111「電気自動車及び電気式ハイブリッド自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」4.が適用される自動車に備える原動機用蓄電池パックにあつては、その最後端部から車両後端までの車両中心線に平行な水平距離が65mm以上の位置
- ③ 平成23年6月23日付け国土交通省告示第670号による改正前の細目告示別添111「電気自動車及び電気式ハイブリッド自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」6.が適用される自動車の原動機用蓄電池パックにあつては、その最外側からその位置における車両最外側までの水平距離が130mm以上の位置
- (4) 燃料電池自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）の電気装置は、高電圧による乗車人員等への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に関し、書面その他適切な方法により審査した場合に、細目告示別添101「燃料電池自動車の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。この場合において、①及び②に掲げる電気装置は、この基準に適合するものとする。
 - ① 指定自動車等に備えられている電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた電気装置であつて、その機能を損なうおそれのある緩み及び損傷がないもの。
 - ② 平成23年6月23日付け国土交通省告示第670号による改正前の細目告示別添101「燃料電池自動車の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」に定める基準への適合性を証する書面の提出があるもの

7-26-8 従前規定の適用④

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第14条第11項関係）

- ① 平成28年7月14日以前に製作された自動車（電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）を、自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により、電力により作動する原動機を有する自動車としたものであつて、当該改造等が行われた後、平成28年7月15日以降に初めて新規検査、予備検査又は構造等変更検査を受けるものを除く。）
- ② 平成28年7月14日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車（平成28年7月15日以降に原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類を変更するものを除く。）
- ③ 平成28年7月15日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車（平成28年7月14日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車に、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類についての変更以外の変更のみを行ったものに限る。）
- ④ 次のいずれかに該当することが書面等により確認できる自動車であつて、感電防止装置に係る性能について変更のないもの
 - ア UN R100に基づく認定証（UN R100-01に限る。）を有する自動車
 - イ 車両データプレート内又はその近くに表示されているUN R100に基づくⓂマーク（UN R100-01に限る。）を有する自動車
 - ウ ア又はイの自動車と同一の構造を有するもの
 - エ 諸元表によりUN R100-01に適合していることが確認できる自動車と同一の構造を有するもの
- ⑤ 平成28年7月15日以降に製作された自動車又は電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車を改造等により電力により作動する原動機を有する自動車としたものであつて、平成28年7月14日以前に新規検査、予備検査又は構造等変更検査を受けた自動車（7-26-7又は7-26-8に適合している自動車に限る。）と感電防止装置に係る性能が同一であることが書面等により確認できるもの

7-26-8-1 性能要件

7-26-8-1-1 視認等による審査

7-26-1-1に同じ。

7-26-8-1-2 書面等による審査

- (1) 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

動車を除く。)の電気装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- ① 専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車（乗車定員 11 人以上の自動車及び車両総重量が 2.8t を超える自動車を除く。）については、平成 28 年 6 月 17 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 111「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」3. に定める基準とする。
 - ② 自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及び当該自動車の形状に類する自動車並びに車両総重量が 2.5t を超える自動車及び当該自動車の形状に類する自動車を除く。）については、UN R94-02-S2 の 5.2.8. に定める基準とする。
 - ③ 座席の地上面からの高さが 700mm 以下の自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及び当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるもの及び当該自動車の形状に類する自動車を除く。）については、UN R95-03-S1 の 5.3.6. に定める基準とする。
 - ④ 専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車（乗車定員 11 人以上の自動車及び車両総重量が 2.8t を超える自動車を除く。）については、平成 28 年 6 月 17 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 111「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」4. に定める基準とする。
 - ⑤ 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上の自動車及び当該自動車の形状に類する自動車を除く。）及び専ら貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 1.5t 以上の自動車及び当該自動車の形状に類する自動車を除く。）については、UN R12-04-S1 の 5.5. に定める基準とする。
ただし、UN R94-02-S2 の 5.2.8. に適合している場合には、UN R12-04-S1 の 5.5. に適合するものとする。
 - ⑥ ①に規定する自動車以外の自動車については平成 28 年 6 月 17 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 111「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」6.1. に定める基準とし、④に規定する自動車以外の自動車については同別添 6.2. に定める基準とする。
 - ⑦ ①に規定する自動車以外の自動車については平成 28 年 6 月 17 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 111「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」7.1. に定める基準とし、③に規定する自動車以外の自動車については同別添 7.2. に定める基準とする。
- (2) 次に掲げる電気装置であって、その機能を損なうおそれのある緩み又は損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。
- ① 指定自動車等に備えられている電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた電気装置
 - ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている感電防止装置又はこれに準ずる性能を有する感電防止装置
 - ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき感電防止装置の指定を受けた自動車に備える電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた感電防止装置又はこれに準ずる性能を有する感電防止装置
 - ④ 試験成績書（写しをもって代えることができる。）により (1) の基準に適合することが明らかな電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた電気装置
- (3) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、(1) の規定にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。
- なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものにあつては、①から③までの要件は適用しない。
- ① 平成 28 年 6 月 17 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 111「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」3. 又は UN R94-02-S2 の 5.2.8. が適用される自動車に備える原動機用蓄電池パックにあつては、その最前端部から車両前端までの車両中心線に平行な水平距離が 420mm 以上の位置
 - ② 平成 28 年 6 月 17 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 111「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」4. が適用される自動車に備える原動機用蓄電池パックにあつては、その最後端部から車両後端までの車両中心線に平行な水平距離が 65mm 以上の位置
 - ③ UN R95-03-S1 の 5.3.6. が適用される自動車の原動機用蓄電池パックにあつては、その最外側からその位置における車両最外側までの水平距離が 130mm 以上の位置

【フルラップ衝突に係る適用：細目告示別添 111】

7-26-9 従前規定の適用⑤

次の表に掲げる区分に応じた自動車であつて、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 16 項関係)

- ① 「指定等年月日」以前に製作された自動車

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

- ② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
- ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車
 - イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
 - ウ 指定自動車等以外の自動車であって、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車にあつては、令和 5 年 8 月 31 日以前に製作されたもの

区分	指定等年月日	製作年月日
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量が 3.5t 未満のものに限る。）	輸入自動車以外の自動車	H30. 8. 31 R11. 8. 31
	輸入自動車	R2. 8. 31 R11. 8. 31
上記以外の自動車	R5. 8. 31	R11. 8. 31

7-26-9-1 性能要件

7-26-9-1-1 視認等による審査

7-26-1-1 に同じ。

7-26-9-1-2 書面等による審査

- (1) 7-26-1-2 (1) に同じ。
- (2) 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
 - ① 専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車（乗車定員 11 人以上の自動車及び車両総重量が 2.8t を超える自動車を除く。）については、平成 28 年 6 月 17 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 111「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」3. に適合すること
 - ② 7-26-1-2 (2) ②に同じ。
 - ③ 7-26-1-2 (2) ③に同じ。
 - ④ 7-26-1-2 (2) ④に同じ。
 - ⑤ 7-26-1-2 (2) ⑤に同じ。
 - ⑥ 7-26-1-2 (2) ⑥に同じ。
 - ⑦ 7-26-1-2 (2) ⑦に同じ。
 - ⑧ 7-26-1-2 (2) ⑧に同じ。
- (3) 7-26-1-2 (3) に同じ。
- (4) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(2) ①から⑤まで及び⑧の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。

なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものにあつては、①から③までの要件は適用しない。

- ① 平成 28 年 6 月 17 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 111「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」3. 又は UN R94-03-S1 の 5.2.8. が適用される自動車に備える原動機用蓄電池パックにあつては、その最前端部から車両前端までの車両中心線に平行な水平距離が 420mm 以上の位置
- ② 7-26-1-2 (4) ②に同じ。
- ③ 7-26-1-2 (4) ③に同じ。

【フルラップ衝突に係る適用：UN R137-00 適用】

7-26-10 従前規定の適用⑥

次の表に掲げる区分に応じた自動車であつて、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 14 条第 18 項関係）

- ① 「指定等年月日」以前に製作された自動車
- ② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの
 - ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた多仕様自動車
 - イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた多仕様自動車であつて、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

多仕様自動車と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ衝突における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ウ 指定自動車等以外の自動車であって、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満のものにあつては、令和 9 年 8 月 31 日以前に製作されたもの

区分	指定等年月日	製作年月日
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量 3.5t 未満のものに限る。）	R2. 8. 31	R11. 8. 31
上記以外の自動車	R9. 8. 31	R11. 8. 31

7-26-10-1 性能要件

7-26-10-1-1 視認等による審査

7-26-1-1 に同じ。

7-26-10-1-2 書面等による審査

(1) 7-26-1-2 (1) に同じ。

(2) 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、当該自動車衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

① 専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車（乗車定員 11 人以上の自動車及び車両総重量が 2.8t を超える自動車を除く。）及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量が 2.8t を超え 3.5t 未満の自動車に限る。）については、UN R137-00 の 5.2.8. に適合すること。

- ② 7-26-1-2 (2) ②に同じ。
- ③ 7-26-1-2 (2) ③に同じ。
- ④ 7-26-1-2 (2) ④に同じ。
- ⑤ 7-26-1-2 (2) ⑤に同じ。
- ⑥ 7-26-1-2 (2) ⑥に同じ。
- ⑦ 7-26-1-2 (2) ⑦に同じ。
- ⑧ 7-26-1-2 (2) ⑧に同じ。

(3) 7-26-1-2 (3) に同じ。

(4) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(2) ①から⑤まで及び⑧の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないように確実に取付けられているものであればよい。

なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものにあつては、①から③までの要件は適用しない。

- ① UN R137-00 の 5.2.8. 又は UN R94-03-S1 の 5.2.8. が適用される自動車に備える原動機用蓄電池パックにあつては、その最前端部から車両前部までの車両中心線に平行な水平距離が 420mm 以上の位置
- ② 7-26-1-2 (4) ②に同じ。
- ③ 7-26-1-2 (4) ③に同じ。

【オフセット衝突に係る適用：UN R94-02-S5】

7-26-11 従前規定の適用⑦

次の表に掲げる区分に応じた自動車であつて、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 14 条第 17 項関係）

- ① 「指定等年月日」以前に製作された自動車
- ② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの
 - ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車
 - イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であつて、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車とオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

区分	指定等年月日	製作年月日
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量 2.5t 以下のものに限る。）	H30. 8. 31	R11. 8. 31
上記以外の自動車	R5. 8. 31	R11. 8. 31

7-26-11-1 性能要件

7-26-11-1-1 視認等による審査

7-26-1-1 に同じ。

7-26-11-1-2 書面等による審査

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>(1) 7-26-1-2 (1) に同じ。</p> <p>(2) 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車（乗車定員 11 人以上の自動車及び車両総重量が 2.8t を超える自動車を除く。）及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量が 2.8t を超え 3.5t 未満の自動車に限る。）については、UN R137-00 の 5.2.8. に適合すること。</p> <p>② 自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及び当該自動車の形状に類する自動車並びに車両総重量が 2.5t を超える自動車及び当該自動車の形状に類する自動車を除く。）については、UN R94-02-S5 の 5.2.8. に適合すること。</p> <p>ただし、次に掲げる自動車にあつては、UN R94-02-S3 の 5.2.8. に適合するものであればよい。</p> <p>ア 平成 27 年 8 月 12 日以前に製作された自動車</p> <p>イ 平成 27 年 8 月 12 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であつて、平成 27 年 8 月 13 日以降に製作された自動車のうち、オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能について変更のないもの</p> <p>ウ 平成 27 年 8 月 13 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であつて、平成 27 年 8 月 12 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車とオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</p> <p>③ 7-26-1-2 (2) ③に同じ。</p> <p>④ 7-26-1-2 (2) ④に同じ。</p> <p>⑤ 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上の自動車及び当該自動車の形状に類する自動車を除く。）及び専ら貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 1.5t 以上の自動車及び当該自動車の形状に類する自動車を除く。）については、UN R12-04-S4 の 5.5. 又は UN R94-02-S5 の 5.2.8. に適合すること。</p> <p>⑥ 7-26-1-2 (2) ⑥に同じ。</p> <p>⑦ 7-26-1-2 (2) ⑦に同じ。</p> <p>⑧ 7-26-1-2 (2) ⑧に同じ。</p> <p>(3) 7-26-1-2 (3) に同じ。</p> <p>(4) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(2) ①から⑤まで及び⑧の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。</p> <p>なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものにあつては、①から③までの要件は適用しない。</p> <p>① UN R137-00 の 5.2.8. 又は UN R94-02-S5 の 5.2.8. が適用される自動車に備える原動機用蓄電池パックにあつては、その最前端部から車両前端までの車両中心線に平行な水平距離が 420mm 以上の位置</p> <p>② 7-26-1-2 (4) ②に同じ。</p> <p>③ 7-26-1-2 (4) ③に同じ。</p> <p>【側面衝突に係る適用：UN R95-03-S7 適用】</p> <p>7-26-12 従前規定の適用⑧</p> <p>次の表に掲げる区分に応じた自動車であつて、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 14 条第 29 項関係）</p> <p>① 「指定等年月日」以前に製作された自動車</p> <p>② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの</p> <p>ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（側面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）</p> <p>イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（側面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であつて、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（側面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）との側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの</p> <p>④ 使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)		
区分	指定等年月日	製作年月日	
自動車	R4. 7. 4	R6. 7. 4	

7-26-12-1 性能要件

7-26-12-1-1 視認等による審査

7-26-1-1 に同じ。

7-26-12-1-2 書面等による審査

(1) 7-26-1-2 (1) に同じ。

(2) 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

① 7-26-1-2 (2) ①に同じ。

② 7-26-1-2 (2) ②に同じ。

③ 座席の地上面からの高さが700mm以下の自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上のもの及び当該自動車の形状に類するもの並びに車両総重量3.5tを超える貨物の運送の用に供するもの及び当該自動車の形状に類するものを除く。）については、UN R95-03-S7の5.3.7.に適合すること。

ただし、次に掲げる自動車にあっては、UN R95-03-S2の5.3.6.に適合するものであればよい。

ア 平成27年8月12日以前に製作された自動車

イ 平成27年8月12日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、平成27年8月13日以降に製作された自動車のうち、側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能について変更のないもの

ウ 平成27年8月13日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、平成27年8月12日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

④ 7-26-1-2 (2) ④に同じ。

⑤ 7-26-1-2 (2) ⑤に同じ。

⑥ 7-26-1-2 (2) ⑥に同じ。

⑦ 7-26-1-2 (2) ⑦に同じ。

⑧ 7-26-1-2 (2) ⑧に同じ。

(3) 7-26-1-2 (3) に同じ。

(4) 4-18ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(2) ①から⑤まで及び⑧の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないように確実に取付けられているものであればよい。

なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが800mmを超える位置に取付けられたものにあつては、①から③までの要件は適用しない。

① 7-26-1-2 (4) ①に同じ。

② 7-26-1-2 (4) ②に同じ。

③ UN R95-03-S7の5.3.7.が適用される自動車の原動機用蓄電池パックにあつては、その最外側からその位置における車両最外側までの水平距離が130mm以上の位置

【後面衝突に係る適用：細目告示別添111適用】

7-26-13 従前規定の適用⑨

次の表に掲げる区分に応じた自動車であつて、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第14条第30項関係）

① 「指定等年月日」以前に製作された自動車

② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの

ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（後面衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）

イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（後面衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であつて、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（後面衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）と動力用電源装置の基本構造及び車体への取付方法並びに後面衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ウ 指定自動車等以外の自動車

③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの

区分	指定等年月日	製作年月日
自動車	R4. 8. 31	R6. 8. 31

7-26-13-1 性能要件

7-26-13-1-1 視認等による審査

7-26-1-1 に同じ。

7-26-13-1-2 書面等による審査

- (1) 7-26-1-2 (1) に同じ。
- (2) 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
 - ① 7-26-1-2 (2) ①に同じ。
 - ② 7-26-1-2 (2) ②に同じ。
 - ③ 7-26-1-2 (2) ③に同じ。
 - ④ 専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車（乗車定員 11 人以上のもの及び車両総重量 2.8t を超えるものを除く。）については、細目告示別添 111「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」3. に適合すること。
 - ⑤ 7-26-1-2 (2) ⑤に同じ。
 - ⑥ ①に規定する自動車以外の自動車については細目告示別添 111「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」5. 1. に、④に規定する自動車以外の自動車については同別添 5. 2. にそれぞれ適合すること。
 - ⑦ 7-26-1-2 (2) ⑦に同じ。
 - ⑧ 7-26-1-2 (2) ⑧に同じ。
- (3) 7-26-1-2 (3) に同じ。
- (4) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(2) ①から⑤まで及び⑧の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。
 なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものにあつては、①から③までの要件は適用しない。
 - ① 7-26-1-2 (4) ①に同じ。
 - ② 細目告示別添 111「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」3. が適用される自動車に備える原動機用蓄電池パックにあつては、その最後端部から車両後端までの車両中心線に平行な水平距離が 65mm 以上の位置
 - ③ 7-26-1-2 (4) ③に同じ。

【オフセット衝突に係る適用：UN R94-03-S1 適用】

7-26-14 従前規定の適用⑩

次の表に掲げる区分に応じた自動車であつて、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 28 項関係)

- ① 「指定等年月日」以前に製作された自動車
- ② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの
 - ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）
 - イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であつて、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
 - ウ 指定自動車等以外の自動車
- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの
- ④ 使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)	
区分	指定等年月日	製作年月日
自動車	R5. 8. 31	R11. 8. 31

7-26-14-1 性能要件

7-26-14-1-1 視認等による審査

7-26-1-1 に同じ。

7-26-14-1-2 書面等による審査

(1) 7-26-1-2 (1) に同じ。

(2) 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

① 7-26-1-2 (2) ①に同じ。

② 自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上のもの及び当該自動車の形状に類するもの並びに車両総重量 2.5t を超えるもの及び当該自動車の形状に類するものを除く。）については、UN R94-03-S1 の 5.2.8. に適合すること。

③ 7-26-1-2 (2) ③に同じ。

④ 7-26-1-2 (2) ④に同じ。

⑤ 7-26-1-2 (2) ⑤に同じ。

⑥ 7-26-1-2 (2) ⑥に同じ。

⑦ 7-26-1-2 (2) ⑦に同じ。

⑧ 7-26-1-2 (2) ⑧に同じ。

(3) 7-26-1-2 (3) に同じ。

(4) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(5) ①から⑤まで及び⑧の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。

なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものにあつては、①から③までの要件は適用しない。

① UN R137-01-S2 の 5.2.8. 又は UN R94-03-S1 の 5.2.8. が適用される自動車に備える原動機用蓄電池パックにあつては、その最前端部から車両前端までの車両中心線に平行な水平距離が 420mm 以上の位置

② 7-26-1-2 (4) ②に同じ。

③ 7-26-1-2 (4) ③に同じ。

[フルラップ衝突に係る適用：UN R137-01-S2 適用]

7-26-15 従前規定の適用①

次の表に掲げる区分に応じた自動車であつて、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 27 項関係)

① 「指定等年月日」以前に製作された自動車

② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの

ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）

イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であつて、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ウ 指定自動車等以外の自動車

③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの

④ 使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの

区分	指定等年月日	製作年月日
自動車	R9. 8. 31	R11. 8. 31

7-26-15-1 性能要件

7-26-15-1-1 視認等による審査

7-26-1-1 に同じ。

7-26-15-1-2 書面等による審査

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>(1) 7-26-1-2 (1) に同じ。</p> <p>(2) 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（保安基準第17条の2第6項関係、細目告示第21条第6項関係、細目告示第99条第8項関係、適用関係告示第14条第13項関係）</p> <p>① 専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車（乗車定員11人以上のもの及び車両総重量2.8tを超えるものを除く。）及び専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量2.8tを超え3.5t未満のものに限る。）については、UN R137-01-S2の5.2.8.に適合すること。</p> <p>② 7-26-1-2 (2) ②に同じ。</p> <p>③ 7-26-1-2 (2) ③に同じ。</p> <p>④ 7-26-1-2 (2) ④に同じ。</p> <p>⑤ 7-26-1-2 (2) ⑤に同じ。</p> <p>⑥ 7-26-1-2 (2) ⑥に同じ。</p> <p>⑦ 7-26-1-2 (2) ⑦に同じ。</p> <p>⑧ 7-26-1-2 (2) ⑧に同じ。</p> <p>(3) 7-26-1-2 (3) に同じ。</p> <p>(4) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(5) ①から⑤まで及び⑧の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。</p> <p>なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが800mmを超える位置に取付けられたものにあつては、①から③までの要件は適用しない。</p> <p>① UN R137-01-S2の5.2.8.又はUN R94-03-S1の5.2.8.が適用される自動車に備える原動機用蓄電池パックにあつては、その最前端部から車両前端までの車両中心線に平行な水平距離が420mm以上の位置</p> <p>② 7-26-1-2 (4) ②に同じ。</p> <p>③ 7-26-1-2 (4) ③に同じ。</p>	